

みんなで

支援人



地域包括ケアシステム

ちいきほうか

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすために、生活の基本である「食」はとても重要です。適切な食生活は自立した自分らしい暮らしの基盤になります。今回は、地域の高齢者の暮らしを食事の面からサポートする「配食サービス」について紹介します。

食の自立支援事業

高齢者は年齢が高くなるほど食事の摂取量が少なくなり、低栄養傾向の人の割合が高くなるのが分かっています。また、高齢者の中には日々の買い物や調理が困難な人も少なくありません。

そのような高齢者の暮らしを支えるため、市では、一人暮らしの高齢者や障がい者で、体力の低下、心身の障がいや傷病のため買い物や調理ができず、地域の見守りを必要とする人に栄養バランスの取れた



た食事(夕食のみ)を配達し、安否確認する事業を行っています。

この事業は高齢者の食生活の自立と、地域で見守りを必要とする高齢者が、安心して自宅で生活できるよう支援を行うものです。

配達時の見守り

栄養バランスの取れた食事

を手渡しでお届けすることで、利用者の安否確認を行う「見守り」も、この事業の大切な目的です。配達時、利用者の安否が確認できない場合は緊急連絡先に連絡するなど、利用者の状況に応じて対応しています。

このように、人の目による見守りがあることで、高齢者が地域で安心して生活できることにつながっています。

地域の企業による配食サービス

食事の配達と併せて、利用者の見守りや生活のちょっとした困りごとをお手伝いする「生活支援サービス」を行う地域の企業も増えてきました。

生活の基盤になる食事を中心に、企業も地域包括ケアシステムの一部として、住み慣れた地域での高齢者の暮らしを支えています。

食の自立支援事業

- 利用料 1食430円
- サービス開始までの流れ (高齢者の場合)
 - ①相談
市高齢者支援課または地域包括支援センターに相談してください。
 - ②訪問
実態把握のため、地域包括支援センターが訪問します。
 - ③申請
地域包括支援センターを通じて市に申請してください。
 - ④審査
心身の状況や見守りの必要性などをふまえ審査します。
 - ⑤サービス開始
委託業者(筑紫野市社会福祉協議会)が日程調整、配達場所の確認などを行います。

※65歳未満の障がいがある人は生活福祉課 障がい者福祉担当にご相談ください。

このように、既存の活動やつながりを大切にしつつ、地域に関わるさまざまな人や団体ができる範囲で支え合う、まちづくりが広がっていく姿は、まさに地域包括ケアシステムであり、市でもこのような取り組みが広がるよう努めています。

問 高齢者支援課



献立は栄養士が作成。栄養バランスの取れた食事を提供します